## 特別養護老人ホーム利用料金表令和2年9月1日改定)

### ○介護サービス基本単位及び加算単位

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1基本単位		559単位	627単位	697単位	765単位	832単位
2 加算単位	①栄養マネジメント加算			14単位		
	②個別機能訓練加算			12単位		
	③精神科医師定期的療養指導加算			5単位		
	④日常生活継続支援加算 I			36単位		
	⑤看護体制加算 I-ロ	4単位				
	⑥看護体制加算 Ⅱ-ロ	8単位				
	⑦夜勤職員配置加算皿-口	16単位				
	⑧口腔機能維持管理体制加算 Ⅰ	30単位 (1か月)				
	介護職員処遇改善加算 I	54単位 60単位 66単位 71単位		77単位		
	(基本単位+加算①~⑧合計単位)×8.3%	54単位	00年12	四年四	/1年四	//卑[2]
	特定介護職員処遇改善加算I	10光片	20単位	21 半 仕	22 単 八	25 英 茯
	(基本単位+加算①~⑧合計単位)×2.7%	18単位	20単位	21単位	23単位	25単位
3 合 計	介護サービス費(1日:円)	780円	861円	861円 944円	1,024円	1 105 🖽
	(1+2の合計)×10.72の1割	/8013	8011	944	1,024	1,105円

### 〇利用者負担限度額(単位:円)

	居住費		食費	
	個室	多床室	及貝	
第1段階	320	0	300	
第2段階	420	370	390	
第3段階	820	370	650	
第4段階	1,150	1,003	1,392	

〇利用料(個室) (単位:円)

〇利用科(個至)						
介護度	負担限度額段階	介護 サービス費	居住費 (個室)	食費	1日合計	1か月合計 (30日)
要介護1	第1段階	780	320	300	1,400	42,000
	第2段階	780	420	390	1,590	47,700
	第3段階	780	820	650	2,250	67,500
	第4段階(1割負担)	780	1,150	1,392	3,322	99,660
	第4段階(2割負担)	1,559	1,150	1,392	4,101	123,030
	第4段階(3割負担)	2,338	1,150	1,392	4,880	146,400
要介護2	第1段階	861	320	300	1,481	44,430
	第2段階	861	420	390	1,671	50,130
	第3段階	861	820	650	2,331	69,930
	第4段階(1割負担)	861	1,150	1,392	3,403	102,090
	第4段階(2割負担)	1,722	1,150	1,392	4,264	127,920
	第4段階(3割負担)	2,583	1,150	1,392	5,125	153,750
要介護3	第1段階	944	320	300	1,564	46,920
	第2段階	944	420	390	1,754	52,620
	第3段階	944	820	650	2,414	72,420
	第4段階(1割負担)	944	1,150	1,392	3,486	104,580
	第4段階(2割負担)	1,887	1,150	1,392	4,429	132,870
	第4段階(3割負担)	2,830	1,150	1,392	5,372	161,160
要介護4	第1段階	1,024	320	300	1,644	49,320
	第2段階	1,024	420	390	1,834	55,020
	第3段階	1,024	820	650	2,494	74,820
	第4段階 (1割負担)	1,024	1,150	1,392	3,566	106,980
	第4段階(2割負担)	2,048	1,150	1,392	4,590	137,700
	第4段階 (3割負担)	3,072	1,150	1,392	5,614	168,420
要介護5	第1段階	1,105	320	300	1,725	51,750
	第2段階	1,105	420	390	1,915	57,450
	第3段階	1,105	820	650	2,575	77,250
	第4段階(1割負担)	1,105	1,150	1,392	3,647	109,410
	第4段階 (2割負担)	2,209	1,150	1,392	4,751	142,530
	第4段階(3割負担)	3,313	1,150	1,392	5,855	175,650

〇利用料(多床室) (単位:円)

〇利用科(3	タ体主) 	△誰	足片弗			(単位:円)
介護度	負担限度額段階	介護 サービス費	居住費 (多床室)	食費	1日合計	(30日)
要介護1	第1段階	780	0	300	1,080	32,400
	第2段階	780	370	390	1,540	46,200
	第3段階	780	370	650	1,800	54,000
	第4段階 (1割負担)	780	1,003	1,392	3,175	95,250
	第4段階(2割負担)	1,559	1,003	1,392	3,954	118,620
	第4段階 (3割負担)	2,338	1,003	1,392	4,733	141,990
要介護2	第1段階	861	0	300	1,161	34,830
	第2段階	861	370	390	1,621	48,630
	第3段階	861	370	650	1,881	56,430
	第4段階(1割負担)	861	1,003	1,392	3,256	97,680
	第4段階(2割負担)	1,722	1,003	1,392	4,117	123,510
	第4段階 (3割負担)	2,583	1,003	1,392	4,978	149,340
要介護3	第1段階	944	0	300	1,244	37,320
	第2段階	944	370	390	1,704	51,120
	第3段階	944	370	650	1,964	58,920
	第4段階(1割負担)	944	1,003	1,392	3,339	100,170
	第4段階(2割負担)	1,887	1,003	1,392	4,282	128,460
	第4段階 (3割負担)	2,830	1,003	1,392	5,225	156,750
要介護4	第1段階	1,024	0	300	1,324	39,720
	第2段階	1,024	370	390	1,784	53,520
	第3段階	1,024	370	650	2,044	61,320
	第4段階(1割負担)	1,024	1,003	1,392	3,419	102,570
	第4段階 (2割負担)	2,048	1,003	1,392	4,443	133,290
	第4段階 (3割負担)	3,072	1,003	1,392	5,467	164,010
要介護5	第1段階	1,105	0	300	1,405	42,150
	第2段階	1,105	370	390	1,865	55,950
	第3段階	1,105	370	650	2,125	63,750
	第4段階(1割負担)	1,105	1,003	1,392	3,500	105,000
	第4段階 (2割負担)	2,209	1,003	1,392	4,604	138,120
	第4段階 (3割負担)	3,313	1,003	1,392	5,708	171,240
N=/ 土山 北た 5m TD	の即反ふ トシム対し羊甲ギナドスニレギャー	i				

<sup>※</sup>端数処理の関係で、上記金額と差異が生じることがあります。

# ○けやき荘で全員に算定している加算上記料金表の金額に含まれています。)

Oけやき荘で全員に算定している加算上記料金表の金額に含まれています。)					
加算名	単位	内容			
		認知症である入所者が1/3以上を占めている施設において、精神 科医師による定期的な療養指導を 見回以上実施している			
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員 に口腔ケアに関する指導を月1回以上実施している			
日常生活継続支援加算 I	36単位/日	介護福祉士の数が入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす ・要介護4・5の入所者の占める割合が0%以上 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が5%以上 ・たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が5%以上			
夜勤職員配置加算Ⅲ-口	16単位/日	従来型の施設で、人員基準 +1人以上の介護・看護職員を夜間 に配置している			
看護体制加算 I-口	4単位/日	常勤看護師が1人以上在籍している			
看護体制加算 II-ロ	8単位/日	常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1人以上、かつ、配置 基準+1人以上 施設又は病院等の看護職員による4時間の連絡体制を確保して いる			
栄養マネジメント加算	14単位/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置している 入所時に入所者の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士その他 の職種が共同して栄養ケア計画を作成している 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行い、定期的に記 録している 栄養ケア計画の進捗の定期的な評価、計画見直しを実施している			
個別機能訓練加算	12単位/日	常勤・専従の理学療法士等を1名以上配置し、都道府県知事に届け出た施設において、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている			
介護職員処遇改善加算 I	所定単位の8.3%	サービス利用の基本単位及び係る加算の単位の合計18.3%を乗じて算定			
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位の2.7%	サービス利用の基本単位及び係る加算の単位の合計は.7%を乗じて算定。(介護職員処遇改善加算は除く)			

#### ○その他入所者の状況等により加算が算定されるもの(上記料金表の金額に追加されます。)

加算名	単位	- に科並衣の並領に追加されます。)   内容
初期加算	30単位/日	入所時或いは30日を越える入院後再入所した場合(30日間)
外泊時費用	246単位/日	6日以内の入院、外泊をされた場合(最大2日間)
療養食加算	6単位/回	医師の食事箋に基づく療養食が提供された場合(1日3回まで)
低栄養リスク改善加算	300単位/月	低栄養状態の改善策を医師の指示を受けた管理栄養士が計画 をした場合
褥瘡マネジメント加算	10単位/回	入所者全員の褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画に基づいた必要な褥瘡管理を行う8ヶ月に1回算定)
再入所時栄養連携加算	400単位/月	入院後再入所時に栄養管理に関する調整を管理栄養士が医療 機関と直接行った場合
排泄支援加算	100単位/月	排泄にかかる介護度の軽減支援に対する加算
認知症専門ケア加算 I	3単位/日	主治医意見書にて認知症日常生活自立度皿以上の方が入所者 の半数以上であり、チームとして専門的な認知症ケアを実施した 場合
	144単位/日	死亡日前4日以上30日以下
看取り介護加算 I	680単位/日	死亡日の前々日及び前日
	1,280単位/日	死亡日